




# はかりの定期検査を受けてください

## 取引や証明に使える特定計量器(はかり)について

計量法で規制の対象となっている特定計量器(はかり)を取引<sup>※1</sup>や証明<sup>※1</sup>に使用する場合は、精度や構造が一定の基準に合格していることを示す検定証印又は基準適合証印が付されたものを購入してください。検定に合格していない特定計量器(はかり)を、取引や証明に使用すると計量法違反になり罰則<sup>※2</sup>の対象となりますので御注意ください。

| 取引や証明に使用できます  | 取引や証明に使用できません   |
|---|---|
| <br>検定証印 | <br>基準適合証印                                 |
| ※目量 10mg 未満の高性能なはかり等は、計量法の特定計量器に該当しません。このため、検定や定期検査の対象外となりますが、取引や証明に使用できます。               | <br>※一般消費者が家庭内での日常生活で使用される体重計等に付されるものです。 |

## 定期検査について

特定計量器(はかり)は、新品の時には正確でも長く使用している間に誤差が生じます。このため、取引や証明に使用している特定計量器(はかり)は、2年に1回、許容誤差内に入っていることを確認するための検査(定期検査)を受けることが計量法で義務付けられ、受検しない場合は罰則<sup>※3</sup>の対象となります。この定期検査に合格した計量器には定期検査済証印(合格シール)が付されます。ただし、取引や証明以外の用途として工程管理や目安として使用する場合は、定期検査の受検は不要です。

また、定期検査の代わりに計量士が行う検査(代検査)を受けた場合や、適正計量管理事業所として知事から指定を受けた事業所は定期検査を免除されるという制度があります。

|               |   |
|---------------|---|
| 定期検査          | 知事等(栃木県知事又は宇都宮市長)が行う検査で、原則として知事等が指定した場所で行います。 |
| 計量士が行う検査(代検査) | 計量士(国家資格)が行う検査で、各事業所(各店舗)で行います。               |

合格  
➔



定期検査済証印の例 (合格シール)

栃木県では、下表のとおり検査区域を県北部と県南部に分けて定期検査を実施しています。

|             |  |
|-------------|--|
| 偶数年度 (県北地区) | 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町  |
| 奇数年度 (県南地区) | 足利市、栃木市、佐野市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町 |

※宇都宮市は、宇都宮市計量検査所が定期検査を実施しています。

## 不合格計量器について

定期検査で不合格になった特定計量器(はかり)は、検定証印等を抹消され、不合格票が交付されます。この計量器を取引や証明に使用すると計量法違反<sup>※2</sup>となりますので、修理するか、取引や証明以外の用途に御利用ください。

- ※1 取引：有償であると無償であることを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為(はかり売り等)。証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること(学校での健康診断等)。
- ※2 計量法罰則(計量法第172条)：6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- ※3 計量法罰則(計量法第173条)：50万円以下の罰金に処する。

●はかりの検査に関するお問い合わせ先

栃木県計量検定所 〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-64  
Tel:028-667-9425 Fax:028-667-9426

## はかりが使用されている主な場所と特定計量器(はかり)の種類

○スーパーマーケット、一般小売店(食料品、鮮魚、精肉、青果、米穀等)、宅配便取次店、農産物直売所、各種製造業、金物店、雑貨店等



(ラベル印刷可)  
電気式はかり



(ラップ包装付)  
電気式はかり



電気式はかり



電気式はかり



ばね式指示はかり



ばね式指示はかり



台はかり  
※定量増おもり付き



不等比皿はかり  
※定量増おもり付き

○病院、診療所、薬局、学校、幼稚園、保育所、保健センター等



電気式はかり



<車椅子体重計>  
電気式はかり



<ベッドスケール>  
電気式はかり



電気式はかり



<体重計>  
ばね式指示はかり



<ベビースケール>  
ばね式指示はかり



等比皿はかり  
※分銅付き



手動指示併用はかり  
※分銅付き

○寝具店、リサイクルセンター等



棒はかり  
※定量増おもり付き



手はかり



天びん  
※分銅付き



<トラックスケール>  
電気式はかり

写真提供：一般社団法人 日本計量振興協会

「はかりハンドブック第2版」2012年8月発行 一般社団法人 日本計量機器工業連合会編(発行：日刊工業新聞社)